

“観光地松江”ブランディング事業業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1 目的

この要項は、“観光地松江”ブランディング事業業務委託について、当該業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するため公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

- (1) 名称: “観光地松江”ブランディング事業業務委託
- (2) 履行場所: 松江市内
- (3) 業務内容: 「“観光地松江”ブランディング事業業務委託公募型プロポーザル仕様書」のとおり
- (4) 履行期間: 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (5) 提案上限額: 12,000,000円（消費税及び地方消費税10%を含む。）を上限とする。

3 委託業務の目的及び公募型プロポーザル方式採用の理由

松江市では、観光地の地域間競争の激化や人口減少といった課題に対応し、地域経済の持続的な発展を導くことが急務となっている。こうした状況下で、観光戦略をより強力かつ専門的に推進する舵取り役として、令和7年度、一般社団法人松江観光協会をDMO（観光地域づくり法人）として登録。本年度はDMOが中心となり、観光地としての松江ブランドの優位性・独自性を際立たせ、その価値を最大化しながら効果的なマーケティング活動を展開するため、「“観光地松江”ブランディング事業」に着手する。本事業では、ワークショップの企画・運営を通じた合意形成をはじめ、3C分析やポジショニング分析、現状調査に基づく緻密なコンセプトメイク、およびブランドツールの制作を一貫して行い、本市の認知度およびブランド力のさらなる向上を図ることとする。

本業務は、観光地としての本市の将来的なブランド価値を左右する極めて重要な業務であり、高度な専門性とクリエイティブな質の高さが求められる。このため、単なる価格競争による選定ではなく、「公募型プロポーザル方式」にて複数の者から企画を提案してもらい、その創造性、技術力、実施体制等、11に記載する評価方法および評価基準のもと総合的に審査の上、受託候補者を選定する。

4 プロポーザル参加の資格

参加の資格は、現在、当協会の会員の有無を問わないが、今後入会の意向があり、事業を実施するうえで人的かつ財産的な管理能力を有し、かつ次の各号に掲げる条件に該当する者とする。

(1) 単独企業(団体) に関する資格及び条件

1. 事業の趣旨を十分に理解し、提案内容について公益に資する意思を持って、誠実かつ確実にこれを行役できる者
2. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
3. 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
4. 松江市または、所在自治体による指名停止を受けていないこと。
5. 松江市または、所在自治体で税を滞納していない者
6. 消費税及び地方消費税を滞納していない者
7. 社会保険料を滞納していない者（個人事業主の場合は、国民健康保険料を滞納していない者）
8. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

1. 代表構成員が上記(1)の1～8の全てに該当すること。
2. 代表構成員以外の各構成員が上記(1)の1～8までの全てに該当することとし、併せて以下の要件を満たすこと。
 - 共同企業体が2社以上の者により自主的に結成されたものであること。
 - 各構成員が本プロポーザルに参加する企業(団体) または他の共同企業体の構成員でないこと。
 - 各構成員が発注者との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(3) その他

1. 本業務委託で主たる業務を再委託してはならない。但し、その他業務を再委託する場合は当協会に事前に協議することとする。

5 スケジュール

件名	期限等
① 実施要項等の提示	令和8年4月30日(木)
② 参加意思表明書提出期限	令和8年5月11日(月)
③ 質問の受付期限	令和8年5月14日(木)
④ 質問への回答	令和8年5月18日(月)
⑤ 提案書の提出期限	令和8年5月21日(木)
⑥ 選定結果通知(内定通知)	令和8年5月28日(木)

6 資料の交付

(1) 交付資料

- “観光地松江”ブランディング事業業務委託公募型プロポーザル実施要項
- “観光地松江”ブランディング事業業務委託公募型プロポーザル仕様書
- “観光地松江”ブランディング事業業務委託公募型プロポーザル各種様式(様式1~2)

(2) 交付方法

一般社団法人松江観光協会公式ホームページ内に掲載する。

URL: <https://www.kankou-matsue.jp/travel/establishment>

7 質問の受付及び回答

本業務及びプロポーザルについて質問がある場合は、令和8年5月14日（木）までの間に、電子メールにより当協会へ質問を提出するとともに、電話により提出したことを連絡すること。件名は「プロポーザルに関する質問」とすること。回答については、令和8年5月18日（月）に全ての質問に対する回答を一括して公式ホームページ内に掲載する。

8 参加意思表明書等の提出

(1) 提出期限

令和8年5月11日(月)午後5時（必着）

(2) 提出書類

1. 参加意思表明書兼誓約書(様式1)

(3) 提出方法

メールにより電子データで提出の上、必ず電話すること。

9 参加資格の審査

結果は令和8年5月12日(火)までに電子メールにより通知する。

10 提案書の提出

- (1) 提出期限: 令和8年5月21日(木)午後5時まで
- (2) 提出書類: 企画提案書（類似業務実績、共同企業体との体制役割分担※必要な場合のみ、事業実施体制、業務工程表も企画提案書に含むこと）、見積書（任意様式の経費内訳書を含む）など
- (3) 提出方法: メールにより電子データで提出の上、必ず電話すること。

11 評価方法及び評価基準

評価項目と配点

評価項目	評価の視点	配点
① 業務理解度	目的、業務内容について十分に理解していること	10
② 体制・スケジュール	体制、スケジュール等が、委託業務を安定的に遂行できるものであること	20
③ 提案内容（現状調査・ワークショップ）	テーマ選定や考え方の適切さ、参加者の声を反映する工夫等	20
④提案内容（コンセプトメイク）	コンセプト作成手法の説得力や有効性、事業者のノウハウ等	20
⑤提案内容（撮影&クリエイティブ）	高品質なコンテンツ素材を実現する創意工夫等	10

評価項目	評価の視点	配点
⑥ 価格	提示価格や金額内訳の妥当性	10
⑦ 実績	同様の業務実績の有無等	10

12 選定結果の通知・公表

- **通知日:** 令和8年5月28日(木) (メール)
- **公表:** 受託候補者名と総合計得点を公式ホームページに掲載。

13 問い合わせ先及び書類等提出先

〒690-0852 島根県松江市千鳥町 36番地 一般社団法人松江観光協会
担当:大野・平良 TEL: 0852-27-5843 / FAX: 0852-26-6869 Email: mail@kankou-matsue.jp